

令和3年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第1回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時	令和3年7月2日（金）16時00分～17時30分
開 催 場 所	鹿児島県青少年会館 大ホール
出席者	公益代表委員（4名） 石塚孔信 志賀玲子 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（4名） 大木順子 白石裕治 日高実禎 三浦辰男（敬称略）
	使用者代表委員（5名） 岩重昌勝 岩元義弘 内 道雄 濱上剛一郎 森山麗子（敬称略）
	事務局（4名） 三輪労働局長 榎園労働基準部長 勝田賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について 2 運営小委員会の委員の指名について 3 令和3年度鹿児島県最低賃金改正諮問について 4 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 5 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について 6 鹿児島地方最低賃金審議会運営規定等の改正・廃止について 7 今後の日程調整について 8 その他
配 付 資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 第55期 鹿児島地方最低賃金審議会 委員名簿 2 鹿児島地方最低賃金審議会 運営予定（案）・実績表 3 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 4 鹿児島県特定（産業別）最低賃金の改定に関わる意向表明（写） <ol style="list-style-type: none"> （1）自動車（新車）小売業 （2）電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 5 鹿児島県特定（産業別）最低賃金に係る適用労働者数等の通知について <ol style="list-style-type: none"> （1）自動車（新車）小売業 （2）電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 6 鹿児島地方最低賃金審議会運営規定等 <ol style="list-style-type: none"> （1）鹿児島地方最低賃金審議会運営規定（改正案） （2）鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規定（改正案） （3）鹿児島地方最低賃金審議会産業別最低賃金専門部会運営規定（廃止案） <p>机上配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料1（経済情勢等参考資料）…資料1～資料14 ・参考資料2（運営規程関係資料）…①～⑥ <p>審議会進行時の配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金の改正決定について（諮問）（写） ・令和3年度鹿児島地方最低賃金審議会日程 事務局（案）

○ 勝田賃金室長

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、令和3年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会

を始めさせていただきます。

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、本年度最初の審議会でございますので、開催に先立ちまして、ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元の青色のインデックスの資料番号1に、委員名簿がございますのでご覧ください。この名簿の記載順に従いましてご紹介いたします。

審議会委員の任期は2年となっており、本年4月1日付けで、第55期の委員として、任命させていただきました。

公益委員の志賀委員と原田委員、労働者代表委員の白石委員、合わせて3名の方が、新たに就任されております。

なお、本日は、公益委員の原田委員、労働者代表委員の喜納委員は欠席でございます。

また、公益委員の石塚委員は、所要により遅れて出席されることになっております。

それではまず、公益委員からご紹介いたします。

志賀委員でございます。

○ 志賀委員

志賀でございます。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

松枝委員でございます。

○ 松枝委員

松枝でございます。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

山本委員でございます。

○ 山本委員

山本です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

続きまして、労働者代表委員をご紹介いたします。

大木委員でございます。

○ 大木委員

大木です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

白石委員でございます。

- 白石委員
白石です。よろしくお願いします。
- 勝田賃金室長
日高委員でございます。
- 日高委員
日高です。よろしくお願いします。
- 勝田賃金室長
三浦委員でございます。
- 三浦委員
三浦です。よろしくお願いします。
- 勝田賃金室長
続きまして、使用者代表委員をご紹介します。
岩重委員でございます。
- 岩重委員
岩重です。よろしくお願いします。
- 勝田賃金室長
岩元委員でございます。
- 岩元委員
岩元です。よろしくお願いします。
- 勝田賃金室長
内委員でございます。
- 内委員
内です。よろしくお願いします。
- 勝田賃金室長
濱上委員でございます。
- 濱上委員
濱上です。よろしくお願いします。

- 勝田賃金室長
森山委員でございます。

- 森山委員
森山です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
最後に事務局にも異動がございましたので、紹介させていただきます。
鹿児島労働局長の三輪でございます。

- 三輪労働局長
三輪です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
労働基準部長の榎園でございます。

- 榎園労働基準部長
榎園です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
賃金室長補佐の壺屋でございます。

- 壺屋賃金室長補佐
壺屋です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
そして私、賃金室長の勝田でございます。
本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。
それでは、本年度の第1回の審議会でございますので、改めて1点、皆様をお願いをさせていただきます。
本審議会の審議内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。この議事録を正確なものにするため、進行者を除き、ご発言いただく前に必ず、お近くのマイクを手にとっていただいて、ご自分のお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いいたします。
それでは、本年度1回目の審議会でございますので、審議に先立ちまして、三輪労働局長よりご挨拶を申し上げます。

- 三輪労働局長
本日は、ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
皆様方には、今年度から2年間、第55期の鹿児島地方最低賃金審議会委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、中央最低賃金審議会から目安額が示されない状況におきまして、大変厳しい日程の中で、長時間に亘り熱心なご審議をいただきまして、改めて感謝申し上げます。

今年度も、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症拡大による雇用・経済への影響も厳しいものがあり、鹿児島県における生計費・賃金水準・事業の賃金支払能力など、鹿児島県の経済実態にマッチした最低賃金となりますようご審議をお願いいたしますとともに、審議会の円滑な運営に格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましての、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○ 勝田賃金室長

それでは、本日は、会長が選出され、審議が開会されるまでの間、慣例により、私が司会を務めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、報告事項がございます。お手元にお配りしました赤色のインデックスの資料2の①によりまして、鹿児島地方最低審議会運営規定第6条により、審議会は原則として公開することとなっております。

事務局で、本日の審議会の傍聴希望者を掲示しましたところ、3名の希望者がございました。この3名は、鹿児島県労働組合総連合及び県労連加盟の労働組合の所属の方々です。

また、NHK、南日本新聞の記者の方が取材を希望されており、ただ今、ホールの外で待機していただいております。

また、赤色のインデックスの参考資料2の⑤の公開要領によりまして、5公開の方法等の(1)審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。(2)審議会は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとするとしておりますので、後ほど、議事に入りました段階で、傍聴及び取材の可否について、会長にご判断をお願いいたします。

続きまして、鹿児島地方最低賃金審議会委員の任期は、本年4月1日から2年間となっておりますので、改めて当審議会の会長と会長代理を選出していただきたいと思っております。

これにつきましては、最低賃金法第24条第2項により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙するということになっておりますが、慣例により公益委員より候補者を推薦していただき、皆様にご承認していただくということによりよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田賃金室長

ありがとうございます。

それでは、公益委員の方から発表をお願いいたします。

○ 松枝委員

公益委員の松枝でございます。本件につきましては、先般開催いたしました公益委員会で協議済みですので、私からその結果を報告させていただきます。会長に山本委員、会長代理に石塚委員を推薦いたします。

○ 勝田賃金室長

ただ今、会長に山本委員、会長代理に石塚委員を推薦するというご報告をいただきましたが、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田賃金室長

ありがとうございます。

それでは、ご承認いただきましたので、これからの進行につきましては、山本会長にお願いいたします。予め会長席と会長代理席を設けるスペースがございましたので、大変申し訳ありませんけれども、山本会長と松枝委員、石塚会長代理と志賀委員は、それぞれ席を交代いただきますようお願いいたします。

○ 山本会長

ただいま選出されました会長の山本です。不慣れなことでありますし、昨年までは、石塚委員が会長を務めておられましたけれども、諸般の事情で、是非、頼めないかと依頼されまして、なかなか渋ったんでございますけれども、やむを得ないということで、お引き受けすることになりました。

昨今の新型コロナウイルス感染状況を見て、鹿児島は幸い、ステージ2に下がったところで、ようやく少し、このまま落ち着いてくれればいいなと願っておりますけれども、やはり労働環境、あるいは経営環境は、まだまだ依然として厳しいものがあるということで、かなり突き詰めた議論が必要であろうかと思えます。

審議会は、極力全会一致を目指そうということで努力を重ねております。ですから、皆さん方、最後まで審議のほうにご協力をよろしく申し上げます。

それでは、ただ今より、令和3年度第1回目の鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。まず開催に先立ちまして、本審議会の成立の状況、あるいは、会議の公開について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日は委員の3分の2以上となる12名の委員にご出席いただいております、定足数を満たしております、本審議会は有効に成立しておりますので、ご報告いたします。

また、会議の公開は、お手元の赤色のインデックスの参考資料2の①によりますと鹿児島地方最低審議会運営規定第6条により、審議会は原則として公開することとなっており、次の同運営規定第7条により、会議資料も原則として公開するとされております。

事務局で、本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、3名の希望者がございました。また、記者の方が取材を希望されており、ただ今、ホールの外で待機しております。

これについて、赤色のインデックスの参考資料2の⑤の公開要領の5によりますと、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとするとしております。

青色のインデックスの資料2の最上段、本審の欄に記載した第1回本審から第4回本審までの各議題につきましては、毎年、お諮りしている定例的な議題でございますので、今年度も、ここに記載された定例的な議題に関しましては、第1回本審から第4回本審まで一括して、公開の扱いにさせていただきたいと考えております。ここに記載していない議題をご審議いただく場合につきましては、あらかじめ個別に、会長の判断をお願いいたします。

それでは、第4回本審までの定例的な議題について、傍聴及び取材の諾否、傍聴人への会議資料の配付について、会長にご判断をお願いいたします。

○ 山本会長

どうもありがとうございました。

ただいま、報告がありましたように、本審議会は、有効に成立しているということでありませう。

更に、本日の傍聴及び取材につきまして、ご説明がありました。

審議会の会議の公開につきましては、先ほどご案内のとおり、鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領に基づいて行うということになっております。

私といたしましては、本審の議題のうち、資料2に記載されております定例的な議題について、特に内容からして非公開にする必要はないというふうに判断していますので、従来どおり、傍聴と取材を第4回まで一括してお認めしようと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、そのようにしたいと思いますので、傍聴希望者と取材希望者を入れていただいて、資料の配布をお願いいたします。

(傍聴人、取材者入室)

○ 山本会長

それでは、皆様のお手元にあります資料の1枚目の裏に1番から8番まで議題が並んでおります。これに従いまして進めたいと思います。

まず、第1番目の議題、令和3年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営についてです。この点につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 壺屋賃金室長補佐

それでは、説明させていただきます。

令和3年度の鹿児島地方最低賃金審議会の今後の運営につきまして、説明いたします。

お手元の資料で、青色のインデックス 2 番と書かれたものでございます。A 3 サイズの横長で、鹿児島地方最低賃金審議会運営予定案・実績表と書かれたものをご覧ください。表は、上と下と別れておりますけれども、表の上側は、令和 3 年度の審議会運営予定案となっております。表の下側のほうは、令和 2 年度の審議会運営実績となっております。

令和 3 年度の審議会運営予定案は、令和 2 年度の審議会運営実績を踏まえ作成したものでございます。

まず、はじめに、令和 3 年度審議会の流れの特徴などにつきましてお話しいたします。

今年度の審議会の流れの特徴としまして、オリンピック開催に伴い、中央最低賃金審議会の開催時期が 1 週間程早まります。そのため、地方最低審議会における審議の一部審議につきましては、例年より開催時期が若干早まることとなっております。

また、審議会運営予定案の作成におきましては、オリンピックによる開催時期の前倒しに加えまして、県最賃の早期発効に配慮いたしました。

県最賃の発効日につきましては、全国的にも 10 月 1 日発効を目標とすることが定着しております。当局でも 10 月 1 日発効を目標としております。

10 月 1 日発効を前提とした場合、極めてタイトな日程設定を前提にしなければならないことが予想されますので、委員の皆様方には、ご協力の程よろしくお願いいたします。

青色のインデックスの 3 番でございますけれども、令和 3 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表となっておりますかと思っております。

一覧表の 1 枚目は、地域別最低賃金の場合が掲載されております。一覧表の上の方に、項目としまして、答申、異議申出締切、官総持込、官報公示、発効という項目が書かれているかと思っておりますけれども、一番右の発効欄をご覧ください。発効欄の上から 5 番目に、10 月 1 日金曜日と書かれているかと思っております。その行を一番左にたどっていただきますと、答申 8 月 5 日木曜日となっているかと思っております。つまり、地域別最低賃金の発効予定日を 10 月 1 日金曜日にするためには、答申期限は 8 月 5 日木曜日となります。

一方、産業別最低賃金につきましては、一覧表の 2 枚目に掲載されております。

2 枚目の裏面をご覧ください。2 枚目の裏面の一番右の項目、発効欄をご覧ください。中ほどに黒線が引かれているかと思っております。そして、その黒線の下に、12 月 31 日金曜日と赤字で書かれております。その同じ行を一番左にたどっていただきますと、11 月 1 日月曜日となっているかと思っております。つまり、産業別最低賃金を年内発効する場合、答申期限は 11 月 1 日月曜日となります。

続きまして、青色のインデックス 2 に戻っていただきたいかと思っておりますけれども、鹿児島地方最低賃金審議会運営予定案・実績表に関しまして、表の上側に書かれております令和 3 年度の審議会運営予定について、その流れについて説明いたします。

青色のインデックス 2 の A 3 サイズ横長を見ていただきますと、表の左端のほうに、審議会の種類が書かれております。上から順番に、本審、公益委員会、運営小委員会、県最賃専門部会、電機関係製造業専門部会、自動車（新車）小売業専門部会、百貨店、総合スーパー専門部会と並んでおります。それぞれ右へ移動していただきますと、月ごとの各部会の運営状況となっております。

下側に書かれております令和 2 年度実績をご覧ください。表の中に日付が入っております。この日付は、それぞれの審議会開催日を記載しております。上側に書かれております令

和3年度審議会運営予定につきましては、開催時期をカッコ書きで記載しております。

次に、表の中の丸数字でございます。下側の場合は、昨年度の審議会等の開催順番を示しております。上側の場合は、今年度における審議会のおおよその開催順番であるにご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、表の上側に書かれております令和3年度審議会運営予定につきまして、①から⑰まで、順番に説明いたします。

表の中にあります①から⑰までをご覧になられながら、お聞きください。

①の第1回公益委員会についてです。先日6月14日、鹿児島労働局におきまして、公益委員全員にご参加いただき開催致しました。会議では、公益委員の役割分担などを協議していただきました。

②第1回本審についてです。地方最低賃金審議会での諮問は、中央最低賃金審議会での目安諮問を受けて開催することになっております。6月22日に中央最低賃金審議会での目安諮問があったことを踏まえて、本日、第1回本審を開催させていただきました。

③の県最賃専門部会委員の推薦公示と、④の県最賃専門部会の委員任命についてです。県最賃専門部会につきましては、本日の県最賃改正諮問後、公示期間を2週間程度として県最賃専門部会委員の推薦公示を行います。そして、公示期間を経て、専門部会委員を任命させていただきます。

⑤第2回公益委員会についてです。目安答申を伝達する第2回本審当日に、本審に先立って開催いたします。

⑥第2回本審についてです。第2回本審は、7月21日を取りあえずの案としております。これはあくまでも中央最低賃金審議会の目安が7月16日までに答申されることを前提として記載しているものでございます。

続きまして、⑦から⑪ですけれども、⑦は第1回県最賃専門部会、⑧が第2回、⑨が第3回、⑩が第4回、⑪が第5回のそれぞれ県最賃専門部会についてです。県最賃専門部会を、8月11日までに順次開催し、金額改正等についてご審議いただく流れが考えられます。今年度は、第2回本審で目安伝達を行った後、県最賃専門部会を開催していく案となっております。

⑫第3回本審についてです。第3回本審につきましては、県最賃専門部会で結審した場合、その当日か、結審日からあまり日が経たないうちに第3回本審を開催していただき、答申をいただくことを考えております。

⑬最賃決定要旨の公示についてです。第3回本審で改正の答申をいただいた場合は、直ちに審議会の意見の要旨を公示することとなります。意見に対する異議申出は、公示日の翌日から起算して15日以内となっております。

⑭、⑮ですけれども、⑭は第1回運営小委員会、⑮が第2回についてです。

産業別最低賃金の改正等の申出が例年どおりなされた場合には、第2回本審におきまして、産業別最低賃金の改正の必要性の有無に関して諮問させていただくこととなります。

そして、運営小委員会において、改正の必要性ありとの答申をいただいた産業別最低賃金につきまして、それぞれの専門部会においてご審議いただくこととなります。

⑯第4回本審についてです。第4回本審は、公示した答申内容に関して異議申出が出された場合に、その申出についてご審議いただくことになってまいります。

最後の⑰最賃決定の官報公示についてです。第4回本審で、異議申出に関して審議会の意見

が出された後に、最低賃金の決定等を行い、決定事項を官報に掲載して公示することになります。

以上で、今年度の審議会の流れについて説明いたしました。今の説明につきましては、後程、また具体的に開催日時につきまして、ご説明させていただきたいかと思っております。

以上で説明を終わります。

○ 山本会長

どうもありがとうございました。

ただ今、最低賃金の審議のおおむねのスケジュール、計画が示されたかと思っておりますけれども、今のご説明につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○ 山本会長

よろしいでしょうか。

それでは、特にご異議がないようですので、ただ今の、ご提案に従いまして、この審議会の運営を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

もちろん、突発的な事柄、あるいは審議すべき新たな事項が生じた場合には、これ以外に開催することもあり得るということは、当然のこととしてお含みくださいますようお願いいたします。

○ 山本会長

それでは、2つ目の議題に入りたいと思っております。

2つ目は、運営小委員会の委員の指名についてということになります。

運営小委員会は、お手元の参考資料2の①の審議会運営規程第3条によりますと、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができると、このように規定しております。

実際問題としましては、先程の説明がありました運営予定表にもありましたように、主に産業別最低賃金の改正の申出があった場合に、その必要性の有無を審議するということになってきております。

資料4の①あるいは②にございますように、今年の3月に申し出の意向表明が既に出されております。

運営小委員会の委員につきましては、お手元の参考資料2の④運営小委員会運営要領第3項によりますと、小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ3名をもって構成するとなっております。委員は、審議会の議決により会長が指名するとされております。

これまでの慣行に従いまして、本年度も公・労・使各側で協議をしていただき、それぞれ3名ずつの委員を推薦していただきたいと思っております。公益委員は前回、既に委員会を開催しておりまして、そこで、志賀委員と松枝委員、それから私の3名を推薦すると決しておりますので、ここで、ご報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、労使双方からですね、それぞれ、委員のご推薦、もし決まっておりましたら、ご提案いただきたいと思いますけれども、まず、労働者側から、いかがでしょうか。

- 白石委員
労働者側としましては、日高委員、喜納委員、私、白石です。よろしくお願いいたします。
- 山本会長
ありがとうございました。
それでは、使用者側は、いかがでしょうか。
- 濱上委員
使用者側委員は、岩重委員、内委員、そして私、濱上の3名でございます。
- 山本会長
どうもありがとうございました。
公益側は、先程、申し上げましたように、志賀委員と松枝委員と私という3名でございます。
従いまして、労働者側からは、喜納委員、白石委員、日高委員、使用者側からは、岩重委員、内委員、濱上委員、それから公益委員側からは今の3人ということにしたいと、その方々を指名するということにしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
それでは、3つ目の議題に入ります。令和3年度鹿児島県最低賃金改正諮問についてです。
まず、事務局のほうは、諮問文の準備のほうを、よろしくお願いいたします。
- 三輪労働局長
それでは、私から、鹿児島県最低賃金の改正につきまして、最低賃金法第12条の規定に基づいて諮問をさせていただきますが、簡単に経済状況などの背景をご説明したいと思います。
最近の経済情勢は、6月の月例経済報告によりますと、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増しているとされており、県内は、日銀鹿児島支店が6月4日に発表した鹿児島県金融経済概況によりますと、鹿児島県の景気は、このところ足踏み状態となっていると分析され、昨年末には一時、緩やかに持ち直しているとなったものの、年明け以降、足踏み状態の表現が維持されております。
しかし、九州財務局が4月に発表した鹿児島県の経済情勢報告によると、県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しつつあるとの判断もなされております。
また、県内の雇用情勢につきましては、5月の有効求人倍率が1.29倍と61か月連続で1倍台を維持し、昨年7月以降は、全国の有効求人倍率を上回る状況が続いております。
感染防止対策やコロナワクチンの接種が進んでいることで、社会経済活動再開に期待を込めた求人や従来からの人手不足分野の求人をはじめとした採用活動が再開されつつあります。
こうした中、本年6月18日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2021と成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップにおきまして、いずれも、民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働配分率は長年にわ

たり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取り組みも参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引き上げに取り組むとされております。

これから本年度の鹿児島県最低賃金の改正諮問をさせていただきますが、先ほど申し上げた県内の経済情勢等を踏まえて、最低賃金額の改定が必要であると判断いたしました。

本年度の調査審議に当たりましては、県内の経済・雇用情勢、九州・沖縄ブロックの動向等に加えて、今申し上げました経済財政運営と改革の基本方針 2021 と成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップの内容にも配慮してご審議いただき、鹿児島県の多くの労働者が安心・納得して働ける結論を出していただければと考えております。

なお、当局としましても、最低賃金引き上げの影響が大きい業種や中小企業・小規模事業者の生産性や経営力の向上を支援するため、今後一層、業務改善助成金や働き方改革推進支援センターの周知や活用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

鹿労発基 0702 第 1 号、令和 3 年 7 月 2 日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島労働局長、三輪宗文。最低賃金の改正決定について（諮問）。最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、鹿児島県最低賃金（昭和 55 年鹿児島労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関して、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した貴会の調査審議をお願いする。

よろしく願いいたします。

（三輪労働局長から山本会長へ諮問文を手交）

○ 山本会長

ただ今、局長より諮問文をいただきましたので、今後、審議を続けたいと思います。

それでは、中央最低賃金審議会の目安の審議、その他のスケジュールにつきまして、事務局より現状のご説明をお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

先ほど、壺屋補佐から予定をご説明いたしましたけれども、今年度の中央最低賃金審議会の審議状況でございますが、6 月 22 日に中央最低賃金審議会が開催されて目安額諮問が行われております。同日、第 1 回目の目安小委員会が開催され、第 2 回目の目安小委員会も昨日開催されております。

今後も、第 3 回目が 7 月 7 日、第 4 回目が 7 月 13 日と聞いていますので、その後、審議会を開催し、目安答申が行われることとなっております。これは中賃の審議次第ということになりますので、確定したものではございません。

今後の日程につきましては、審議次第で不確定なことが多いと思いますけれども、中賃の情報につきましては、入り次第、委員の皆様にはメール等でご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 山本会長

どうもありがとうございました。

ただ今の中賃のスケジュールにつきまして、何か、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○ 山本会長

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、4つ目の議題に移りたいと思います。

鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用に関する議題に入りたいと思います。

先ほど、三輪労働局長より鹿児島県最低賃金の改正について、諮問をいただきました。鹿児島県最低賃金専門部会を設けて審議を続けていくこととなります。

従来から、鹿児島県最低賃金の審議におきましては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用していないというのが事実であります。

お手元の最低賃金決定要覧の冊子の151ページに、審議会令第6条第5項があるかと思いません。審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるという規定でございます。

これは、この意味は、原則として、最低賃専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限って、県の最低賃金専門部会で決まったことをもって、いわば本審の決議に代えることにすると、こういった主旨の規定でございます。

しかしながら、この第6条第5項を適用しないということは、鹿児島県の県最賃の専門部会で決まったことを、再度、この本審に上げて、本審で最終的に決議を行うということを意味します。

鹿児島県の場合、従来から専門部会で決まったことを再度本審に上げて、本審で、再度、決議するというやり方をとっております。

本年度も、これまでと同様に、第6条第5項を適用しないことにしまして、専門部会の決議だけではなくて、本審の決議を必要とするという扱いで進めたいというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

どうもありがとうございます。

それでは、ご異議ないようですので、本年度も昨年度と同様、鹿児島県最低賃金の審議につきましては、審議会令第6条第5項を適用しないで、本審の決議を必要とするという扱いで進めたいと思います。

○ 山本会長

続きまして、5つ目の議題に入ります。産業別最低賃金の改正に関する申出についてということです。これにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○ 壺屋室長補佐

それでは、産業別最低賃金につきまして説明いたします。

産業別最低賃金につきましては、平成20年の最低賃金法改正により、法律上は、特定最低賃金と呼ばれることになりました。しかし、事実上、産業別最低賃金という名称を使ってきた経緯がございますので、この説明でも、産業別最低賃金という表現をいたします。

さて、産業別最低賃金につきましては、最低賃金法第15条に基づく最低賃金改正等の申出を労使が行うのを待って、審議に入ることとなっております。

現在、鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、百貨店、総合スーパー、自動車（新車）小売業の3業種について決定されております。

例年、それぞれの産業別最低賃金改正の申出を、それぞれの関係労働団体から受けております。

今日現在の状況では、改正の申出を行いたいという意向表明が、本年3月に、2つの関係労働団体から提出されております。その写しが、お手元の資料、青色のインデックス4①と4②でございます。

インデックス4①の意向表明は、自動車（新車）小売業に関するものでございます。今年の3月8日、自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会より意向表明の提出があり、同日受理しております。

次に、インデックス4②の意向表明は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に関するものでございます。これは、今年の3月11日、京セラ労働組合川内支部、大口電子労働組合、パナソニックデバイスSUNX九州労働組合より意向表明の提出がありまして、同日受理しております。例年7月に、改正の申出がなされますので、それを受けまして、第2回本審において、産業別最低賃金の改正の必要性に関する諮問を行います。その後、運営小委員会において、必要性の有無の審議を行っていただきます。

運営小委員会において、改正の必要性有りとの結論が出た場合には、それを受けまして本審で、必要性答申を行います。その後、本審にて、金額改正諮問を行い、そして、それぞれの専門部会で、金額審議を行うという流れになります。

産業別最低賃金につきましては、平成14年12月に出された中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告がございます。お手元にお持ちでしたら、最低賃金決定要覧の223ページから226ページをご覧ください。平成14年12月に出されました中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告の中で、関係労使のイニシアティブの発揮により一層円滑な審議と運用がなされることが謳われているところでございます。お手元の赤色のインデックスで、資料2鹿児島地方最低賃金審議会運営規程集のうち、⑥中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についてをご覧ください。関係労使のイニシアティブの発揮により一層円滑な審議と運用がなされることを受けて、鹿児島地方最低賃金審議会では、平成15年3月に中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についての中で、改善を

図るために、関係労使当事者間の意思疎通、あるいは、関係労使の参加による必要性審議、あるいは金額審議における全会一致の議決に向けた努力、あるいは関係労使の自主的な努力による周知及び履行、あるいは適用労働者数等の通知などについて全会一致で決定致しております。

そのうちの適用労働者数等の通知につきましては、青色インデックス 5①と 5②にございますけれども、関係労使あてに、既に通知しているところでございます。また、産業別最賃につきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項に基づき、専門部会の結審をもって、本審の決定とすることができるとなっております。そのため、このことにつきましては、今後の本審の中で、その取り扱いをどうするかをお決めいただくことになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○ 山本会長

どうもありがとうございました。

産業別最低賃金の改正に関する申し出について、ただ今説明してもらいましたが、今の説明についてご質問等ございませんか。

○ 山本会長

続いて、6 番目の議題に入りたいと思います。6 番目の議題は、鹿児島地方最低賃金審議会運営規程等の改正・廃止についてということです。これについて事務局より説明をお願いします。

○ 勝田賃金室長

それでは、議題 6 の鹿児島地方最低賃金審議会運営規程等の改正・廃止について、ご説明いたします。

資料は、青色のインデックス資料で、6①、6②、6③となります。6①は、鹿児島地方最低賃金審議会運営規程改正案、6②は、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程改正案、6③は、鹿児島地方最低賃金審議会産業別最低賃金専門部会運営規程廃止案となります。

まず、改正に至った経緯としましては、現在、国の課題として、書面主義、押印原則、対面主義にというのがありますけれども、これらについて、見直しが進められているところであります。審議会においても、これらに対応できるようにしていなければならないと考えているところです。

改正内容につきましては、まず、1 点目として、テレビ会議システムによる会議への出席を可能とすることです。

改正後、次回からテレビ会議で開催することは、環境整備等の課題が残っていますので、まだ難しいと考えていますけれども、まず、規程を改正させていただきたいと考えているところです。

次に、2 点目ですが、議事録への署名の廃止についてです。

署名の廃止は事務手続きの簡素化になりますが、議事録自体の内容の信頼性については、担保する必要がありますので、これまでと同様に関係公労使による確認は必要となりますので、その点については今後もよろしく願いいたします。

次に、資料 6 ③の鹿児島地方最低賃金審議会産業別最低賃金専門部会運営規程廃止案についてです。

これまで、専門部会運営規定は、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程と鹿児島地方最低賃金審議会産業別最低賃金専門部会運営規程の 2 つがありました。

この規程の違いは、産業別がついているだけで、そのほかの内容は全く同じものとなっております。

今回の改正を機に、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程に新たに、第 2 条として、専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠するという項目を追加することにより、それぞれの専門部会に対応できるようにしましたので、以前あった鹿児島地方最低賃金審議会産業別最低賃金専門部会運営規程を廃止することを考えているところです。委員の皆様のご意見をお聞かせください。

因みに、中央最低賃金審議会においても、去る 5 月 21 日に持ち回り審議が行われ、最低賃金審議会運営規定が改正されておりますし、また、鹿児島地方労働審議会の規程も同様に改正されておりますことを申し添えます。

○ 山本会長

ただ今の、審議会運営規程と最低賃金専門部会運営規程の改正、産業別最低賃金専門部会運営規程の廃止、ポイントは、テレビ会議システムを導入するという点と、議事録への署名を削除するという点と、あと、専門部会の規定を一本化するという点となるかと思っておりますけれども、ただ今のご提案につきまして、何かご質問ご意見ありましたら、よろしく願いいたします。

○ 岩重委員

ここで改定して、実施はいつ頃からのご予定ですか。

○ 勝田賃金室長

この改定は、今日承認いただければ、今日からということになりますけれども、テレビ会議については、環境的なものであるとかの課題が残っておりますので、次回からすぐにといいようなことにはならないと思っております。議事録署名については今回承認いただければ、今回からさせていただきますと思っております。

○ 岩重委員

それはわかりますが、目途としてテレビ会議はいつ頃から始めたいというようなご意向があれば、教えてください。

○ 勝田賃金室長

現在のところ、いつからという目途はないのですが、改正案にも書いてありますけれども、会長が必要であると認める時になっておりますので、会長と相談したうえで、まずは、みなさんが一斉にテレビ会議でということではなくて、都合が悪くて参加できないが、テレビ会議であれば参加できるという場合があるかと思っておりますので、それで会が成立するというのであれば、そういうのも考えていきたいと考えておりますけれども、いつからというはっきりした

目途はたっていないという状況であります。

- 岩重委員
わかりました。結構です。
- 山本会長
ほかに何かご質問、ご意見いかがでしょうか。
- 岩本委員
議事録の署名を廃止するということですがけれども、議事録が正しいかどうか、確認するという必要があると思いますが、署名しないで、労使がこの議事録でよいかというのをどうやって判断するのかなと思ったのですが。
- 勝田賃金室長
これまでも議事録の署名につきましては、各側の委員の方を選出させていただいて、内容を確認していただいたうえで、最終的に署名をしていただいていたということになりますので、最終的な署名を省くという意味で、途中までの確認については、これまでと同じようにやっていきたいと考えております。
- 山本会長
そうすると、どなたか、お一人ずつ確認する人を出しておいてという意味ですか。
- 勝田賃金室長
はい、そういうことです。これまで、各側から署名者を指名しておりましたので、その方に確認をしていただいて、署名していただいたわけですが、署名の必要は無くなりますけれども、確認までの作業は同じようにしていただきたいということになります。
- 山本会長
いかがですか、よろしいでしょうか。
- 岩本委員
署名を省略するという意味というのが、ちょっとよく分からなくて、確認しましたよという証拠として、署名するというその手間を省くメリットはあるのかと、何のためにあるのかなと、ちょっと分からないのですけれども。
- 勝田賃金室長
署名をしてしまうと、紙で文書として保存しなければいけないということになるので、電子化を進めるうえで、署名を無くせば、そのものを議事録として電子媒体で保存出来るという意味であります。

○ 岩本委員

そしたら、電子署名というのも今出てきていますので、実際に署名するか、今、電子署名でも良いとするみたいな形にしても良いのかなと思いましたがけれども。

○ 勝田賃金室長

電子署名については、各行政の手続きの中で、電子署名をつければ、電子化出来るという話がある訳ですが、それも、電子署名がある関係で進んでいないということがありますので、各行政の届けについても、押印を廃止するなど進んでいますので、そういう意味から署名を廃止するとなったと考えております。

○ 山本会長

ほかにどなたか、どうぞ。

○ 松枝委員

せっかくご説明につきまして、1点だけ確認をさせていただきたいのですが、議事の内容につきましては、今までは、署名によって、その議事はこれ以上変更出来ないという認識でおりますけれども、電子媒体ということにつきましては、これを変更することは可能ではないかと思うのですけれども、そのあたりの確保する作業といいますか、そこは大丈夫なのでしょうか、電子署名ともないということですので。

○ 勝田賃金室長

最終的に確定したものにつきましては、変更できないようにPDF化とかですね、そういうことで、させていただくということになります。

○ 松枝委員

PDF化されるのであれば、サインでも良いのかなと。そういうことで、労使ともに確認していただいた内容は、変更されることはないということによろしいでしょうか。

○ 勝田賃金室長

そういうことです。

○ 松枝委員

私からは以上です。

○ 山本会長

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 石塚委員

テレビ会議システムの話ですけれども、いろいろな委員会で、例えば委員の中に、県外の委員がいたりした場合に、結構、これ使われています。この委員会については、基本的に県内の

方々のみであって、テレビ会議システムで出席をするという場合の何か基準みたいなものというのは、今のところ、まだ考えておられないのでしょうか。その日に鹿児島に居ないよというケースが想定されると思いますけど、そこらあたりのところは、何か具体的には、何か基準みたいなものはないですか。

○ 勝田賃金室長

その基準みたいなところというのは、まだ、細かく決めてはいないですけども、今回につきましては、テレビ会議によっても、会議に出席出来るというふうに代えさせていただきたいというだけで、そこまで、細かく規定みたいなものを作っているということではありません。

○ 石塚委員

そういったことが出来る可能性が出てくるということで、規定を付け加えますよという解釈でよろしいですか。

○ 勝田賃金室長

そうですね。こういうテレビ会議での出席も可能とするというようなことで、規定に入れておきたいということです、今後、そういう可能性もありますので、そういう状況になったら、テレビ会議で出席していただくというようなことも考えています。

○ 山本会長

ほかは、いかがでしょうか。

そうすると、まだ、直ちにツールを用意するという段階ではないということですね、可能性だけ置いてということでしょうか。

○ 勝田賃金室長

はい、そうです。

○ 山本会長

わかりました。それでは、以上のご提案を承認するというので、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、承認するというので、進めさせていただきます。

次が、7番目の議題ということになります。今後の日程調整についてということです。事務局より、ご説明をお願いいたします。

○ 壺屋賃金室長補佐

ただ今、資料をお配りしておりますので、この資料に基づいて説明をしていきたいかと思

ます。

ただ今、机上配布しました令和3年度鹿児島地方最低賃金審議会日程事務局案に基づきまして説明いたします。

今からご説明します日程案につきましては、中央最低賃金審議会の目安が7月16日までに答申されることを前提にしたものであり、委員の皆様方の日程調整結果等を踏まえた事務局案でございます。

日程案の表面を御覧ください。本日は第1回本審でございます。

第2回本審は、中央最低賃金審議会から出された目安答申の伝達という内容ですので、目安答申が出された後ということになってまいります。

今年度の中央最低賃金審議会における目安答申につきましては、現在の状況では、第4回目安小委員会開催後の7月16日が見込まれます。事務局案としましては、第2回本審を7月21日水曜日15時から鹿児島合同庁舎第2階会議室で開催させていただきたいと考えております。鹿児島合同庁舎は鹿児島労働局が入っている庁舎でございます。

第2回本審では、産業別最低賃金の改正の必要性についても諮問させていただき予定でございます。改正の申し出につきましては、事務手続き等の関係から7月16日金曜日までとさせていただきますと考えております。

続きまして、県最低賃金専門部会の日程でございます。事務局案としましては、第1回専門部会は、7月28日水曜日14時から鹿児島合同庁舎第1会議室において開催したいと考えております。今年度の目安伝達後に専門部会を開催していく関係上、審議スケジュールが非常にタイトとなります。そのため、参考人意見の対応につきましては、例年どおり意見が提出されるものと仮定して、昨年と同様の枠組み、つまり複数人での時間は10分以内で検討をお願いしたいと考えております。また、できれば、第1回専門部会におきまして意見聴取することとさせていただきます。また、できれば、第1回専門部会におきまして意見聴取することとさせていただきます。

専門部会の2回目は、7月30日金曜日14時から鹿児島合同庁舎第1会議室において、第3回専門部会は8月4日水曜日14時から鹿児島合同庁舎第1会議室において、第4回専門部会は8月6日金曜日14時から鹿児島合同庁舎第2会議室において開催したいと思っております。そして、予備日としまして、第5回専門部会は8月11日水曜日14時から鹿児島合同庁舎第2会議室においてという日程案を、事務局のほうでは考えているところでございます。

第3回本審につきましては、出来る限り早い発効を考慮しまして、結審した専門部会と同じ日の開催を事務局案として考えているところでございます。本審のみの委員の皆様方には、専門部会終了後すぐに、その日の開催の有無につきまして、携帯電話やメール等で連絡をさせていただき予定としているところでございます。

続きまして、日程案の裏面を御覧ください。異議申し立てがあった場合の第4回の本審につきましては、第3回本審と同様に出来るだけ早い発効を考慮しまして、第3回の県最低賃金専門部会で結審した場合には、8月20日金曜日14時から、第4回県最低賃金専門部会で結審した場合には、8月24日火曜日10時から、第5回県最低賃金専門部会で結審した場合には、8月27日金曜日10時から、場所につきましては、いずれの日も鹿児島合同庁舎第2会議室において開催させていただければと考えているところでございます。

また、運営小委員会は、審議を十分尽くしていただけるように、現在、予備日を含めて複数回の日程を調整しております。1回目は、8月13日金曜日14時から鹿児島合同庁舎第2会議

室において、2回目は、8月16日月曜日14時から鹿児島合同庁舎第2会議室において開催させていただきたいと考えております。

なお、運営小委員会のオブザーバーの皆様には、1回目に参加していただきたいと考えております。したがって、運営小委員会のオブザーバー推薦につきましては、8月6日金曜日までの提出をお願いしたいと考えております。事務局案につきましては、以上でございます。

日程案はいずれも中央最低賃金審議会の目安が7月16日までに答申されることを前提としたもので、あくまでも事務局案として提案させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○ 山本会長

どうもありがとうございました。

ただいま、第2回目の本審が7月21日15時からというご提案がありましたけれども、この点につきましては、よろしいでしょうか。何か、ご意見ありますでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、続きまして、第1回目の運営小委員会が8月13日金曜日14時から、2回目の運営小委員会が8月16日月曜日14時から開催したいという点、それから、産別最賃の改正の申し出については、7月16日金曜日までに提出していただきたいという点、3つ目が運営小委員会のオブザーバーを推薦、これにつきましては、8月6日金曜日までに提出して欲しい、こういったご説明とご提案があったかと思えますけれども、この日程で可能でしょうか、よろしいでしょうか、特に労側のほうが問題だと思えますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、次に専門部会の件ですけれども、第1回専門部会が7月28日水曜日14時から、2回目が7月30日金曜日14時から、3回目が8月4日水曜日14時から、4回目が8月6日金曜日14時から、予備日として5回目を8月11日水曜日14時から、という開催予定でという提案がございましたけれども、この提案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、以上のように進めたいと思います。それから、第3回の本審につきましては、効力発生日を出来るだけ早くするという必要から、専門部会で結審した同じ日に開催するという、なかなかタイトなご提案ですけれども、そのような方向で進めたいというご提案ですけれども、この点については、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

また、異議申し立てがあった場合の第4回本審は、出来るだけ早い発効をということを考慮いたしまして、第3回本審の翌日から起算して16日目となります日の午後を開催することになるということですけれども、第3回本審が8月4日に開催された場合は、日程的に1日の余裕がありますので、8月20日金曜日14時から、第3回本審が8月6日に開催された場合、8月24日火曜日10時から、第3回本審が8月11日に開催された場合は、8月27日金曜日10時から開催したいというご提案でしたけれども、この点もよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

ありがとうございます。

それでは、ただいま、事務局のほうから、ご提案をいただきました日程に沿って、進めるということで、承認されたとして進めたいと思います。

それ以外、何か、日程につきまして、ご質問、ご意見ありますでしょうか、よろしいでしょうか。

○ 山本会長

それでは、最後、その他の議題ということですが、この点につきまして、何か、皆さんからご意見ありますでしょうか。

○ 山本会長

よろしいですか。それでは、事務局のほうから、何かありましたら、お願いします。

○ 勝田賃金室長

私のほうから、3点ございます。1点目は、お願いでございます。8番目の議題、今後の日程調整の件ですが、先ほど、中賃の目安が7月16日までに答申されることを前提とした案をご了承いただいたところですが、万が一、目安答申が7月19日以降にずれ込んだ場合につきましても、可能な限り、現在確保していただいている日程を生かす形で、委員の皆さまと調整させていただきたいと考えておりますので、その際には、どうぞ、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。2点目は、先ほど令和3年度の鹿児島県最低賃金の改正について諮問させていただきましたので、最低賃金法第25条の規定により、これを審議していただく専門部会を設置することになります。

このため、事務局で専門部会委員の推薦と意見聴取の公示をいたしますが、専門部会の開催の日程上、専門部会の委員推薦の公示は7月19日月曜日まで、意見聴取の公示は7月26日月曜日までとさせていただきますと思っております。時間的に余裕がなく、誠に申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

3点目についてですが、先ほど、運営小委員会を8月13日金曜日14時からと8月16

日月曜日 14 時から開催させていただくことを、ご承認いただきましたところですが、運営小委員会を担当していただくことになった委員の皆様には、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 三輪労働局長

私からも、お願いをさせていただきたいと思います。

今年度の審議日程につきましては、今後の中賃答申が平年より早い7月中旬となったところですが、日程的に厳しい状況は変わっておりません。審議においては委員の皆さまにご苦労をおかけすることになりますけれども、労使が納得する形で結論を出せるよう、真摯かつ積極的な議論を期待したいと思います。このような状況につきましても、何卒、ご理解いただき、今後の審議会の運営に格別のご尽力を賜りますようお願いいたします。

○ 山本会長

ただいま、事務局のほうからご説明がありました、専門部会の委員推薦の公示は7月19日月曜日まで、意見聴取の公示は7月26日月曜日までというご提案でしたけれども、それで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、ご異議ないものとして、そのようにしたいと思います。ほかに何か、ご意見ございますか、よろしいでしょうか。

○ 山本会長

それでは、最後に、先ほど、鹿児島地方最低賃金審議会運営規程を改正したということになりまして、署名は廃止されましたけれども、議事録の信頼性を確保するという点で、確認していただく方を指名したいと思います。労側は白石委員、よろしいでしょうか。

○ 白石委員

はい。

○ 山本会長

使側は濱上委員、よろしいでしょうか。

○ 濱上委員

はい。

○ 山本会長

それでは、よろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして、本日の審議会を全て終了いたします。どうもご苦勞様でした、ありがとうございました。